

東久留米市子ども・子育て支援事業計画

《令和6年度進捗状況 点検・評価結果》

令和7年9月

点検・評価シートの一例

東久留米市子ども・子育て支援事業計画 点検・評価シート

年度：令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業				
所管課	健康課、こども家庭センター				
	単位：か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和5年3月時点)	2	2	2	2	2
実績(②) (令和6年3月末時点)	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0
実績の内容	【特定型】主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、子育てで支援に関する情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行っている。令和6年度のこども家庭センター開設に伴い本事業はこども家庭センターの担当となり、相談場所もわくわく健康プラザとなった。9月～11月にかけては、本庁舎での出張相談を実施している。相談件数は令和5年度に比較して1割弱減少している。 所管部署は変わったが、これまで通り積極的な情報収集や提供、関係機関との連絡調整等を行ない、保育施設入所希望者に対する窓口等での情報提供(相談)を中心に実施した。また、子育て支援だより等の各種刊行物及びホームページにより、利用者へ有益となる情報提供を行った。				
	◆情報提供(相談)件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,153	887	911	900	818
	【母子保健型】妊娠中期から子育て期(就学前)にわたるまでの切れ目ない支援を関係機関と連携しながら行う、利用者支援事業(こども家庭センター型 母子保健機能)を行っている。妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、他機関連携のもと早期支援に繋げている。 また、妊婦から乳幼児までの健康、育児等の相談を随時受け、必要に応じて適切な相談支援に繋げている。 要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を行っている。☒				
◆情報提供(相談)件数					
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
3,742	3,984	3,941	4,269	4,016	
所管課による評価	特定型)子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考え。実施場所がわくわく健康プラザとなったことにより、他部門で支援を行っているかてへの対応を行ったり、ひろばへ遊びに来たついでに相談していけるようになったりと連携がとれるようになった。時期は限定されるが、本庁舎への出張相談を実施することで、わくわく健康プラザへ来所することが難しい方へのニーズも一定程度満たしている。ただし、相談件数が昨年度比で90.9%と一割弱減少していることから、相談場所が変更になったものであるかはもう少し時間をかけ検証が必要である。 【母子保健型】保健師等専門職による相談を適切なタイミングで受けることができるため、妊婦や保護者の不安を軽減し、孤育て予防に繋がっている。 令和6年度の妊婦全数面接の実施率は79.3%と前年より4.8%減少したが、妊婦が早期の情報を得る機会となっている。				
次年度以降の方向性	【特定型】令和6年度よりこども家庭センターでの実施となったが、引き続き子育て支援等に係る施設や事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者と施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく。 【母子保健型】妊婦の面談が令和7年度以降、支援金給付事業の要件から外れたため、マタニティ面談のニーズ低下の懸念がある。引き続き実施率の維持・向上に努めていく。				
備考	利用者支援については、令和6年度にこども家庭センターが設置されたことにより「母子保健型」から「こども家庭センター型」として事業を実施しています。点検・評価については、第3期より「こども家庭センター型」の記載となります。				

【年度】

点検・評価の対象年度。この対象年度の「確保方策(目標)」に対して、年度中にどのくらいの「実績」をあげることができたのか、という点を主として点検・評価等を行う。

【項目】

点検・評価の対象となる事業名を記載。幼児期の教育・保育の提供体制の確保及び子ども・子育て支援に関する事項として、13種類の事業を対象としている。

【所管課】

「項目」の事業について、所管する担当課を記載している。

【確保方策】【実績】【②－①】

「確保方策」：第2期東久留米市子ども・子育て支援事業計画策定時の確保方策を、令和2年度から令和6年度まで記載している。確保方策は、ニーズ調査を基にして算出した各事業の量の見込みをベースとして、それぞれ設定されている。

「実績」：各年度の確保方策(目標)に対する事業の実績。各年度ごとに、この実績と確保方策との比較を行うことで、事業計画自体の進捗状況を点検・評価していく。

「②－①」：確保方策(目標)と実績の差を算出することで、点検・評価を行う指標となるよう設定している。

【実績の内容】

対象年度の実績について、詳細を記載している。事業によっては、確保方策に対しての実績値だけでなく、事業概要や実利用数等を記載している。

【所管課による評価】

対象年度の実績について、事業の所管課での内部評価等を記載している。

【次年度以降の方向性】

点検・評価の対象年度の翌年度以降の方向性について記載している。所管課による評価等について、東久留米市子ども・子育て会議にて、委員から意見を聴取し、東久留米市子ども・子育て支援事業計画の各事業にある「今後の方向性」と照らしながら設定される。

【備考】

各事業のシートで必要ある事項について記載している。

※このシート様式は一例であり、事業によって様式が違う場合があります。

目 次

【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】

1号認定及び2号認定(特定教育・保育施設、幼稚園)	…	1
2号認定(特定教育・保育施設、認可外保育所)	…	2
3号認定(0歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)	…	3
3号認定(1・2歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)	…	4

【子ども・子育て支援事業に関する事項】

(1)利用者支援に関する事業	…	5
(2)時間外保育事業(延長保育事業)	…	7
(3)子育て短期支援事業(ショートステイ)	…	8
(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業等)	…	9
(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	…	10
(6)地域子育て支援拠点事業	…	11
(7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)	…	12
(8)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	…	13
(9)一時預かり事業 ①一時預かり事業 (幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む))	…	14
(9)一時預かり事業 ②一時預かり事業(①以外)	…	15
(10)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)	…	17
(11)放課後児童健全育成事業(学童保育)	…	18
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	…	21
(13)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを 促進するための事業	…	22

年度:令和6年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 1号認定及び2号認定(特定教育・保育施設、幼稚園)※				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	1,872	1,852	1,847	1,832	1,832
実績(②) (令和7年3月末時点)	1,745	1,647	1,639	1,430	1,358
②－①	△ 127	△ 205	△ 208	△402	△474
実績の内容	1号認定児は幼稚園または認定こども園で、2号認定児は認可保育所等または認定こども園で教育・保育されている。 幼稚園及び認定こども園について、従来制度幼稚園が3園、新制度幼稚園が1園、新制度の幼稚園型認定こども園が2園であり、確保方策の実績は1,358人分(認定こども園1号児269人、同2号児198人、従来制度幼稚園801人、新制度幼稚園90人)となった。 ◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,417	1,336	1,272	1,213	1,168
所管課による評価	確保実績が減少しているが、提供体制については充足している。				
次年度以降の方向性	1号認定及び2号認定のうち幼児期の学校教育の希望が強い保護者のニーズに対しては、今後とも幼児期の教育施設または従来制度幼稚園において確保に努めていく。				
備考	※特定教育・保育施設の2号認定については「幼児期の教育の利用希望が強い」のみの数値				

年度：令和6年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 2号認定(特定教育・保育施設、認可外保育所)※				
所管課	子育て支援課				
	単位：人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	1,295	1,315	1,295	1,274	1,253
実績(②) (令和7年3月末時点)	1,298	1,348	1,328	1,308	1,295
②－①	3	33	33	34	42
実績の内容	2号認定児は認可保育所等または認定こども園で保育を受けている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 各施設の定員変更により、3歳以上児保育の確保方策の実績は1,295人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,276	1,320	1,325	1,353	1,319
所管課による評価	認可保育所・認可外保育施設における2号認定児についての確保方策の実績としては、対前年度比13人減の1,295人であったが、見込みの1,253人は満たすことができた。				
次年度以降の方向性	2号認定児については、上記のとおり確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定(0歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	256	256	256	256	256
実績(②) (令和7年3月末時点)	253	252	254	245	228
②－①	△ 3	△ 4	△ 2	△11	△28
実績の内容	3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 令和6年度の0歳児保育の確保方策の実績は228人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	246	249	252	242	233
所管課による評価	確保方策に対する実績は、当初見込みに届かなかったものの、見込みをおおむね満たすことができた。				
次年度以降の方向性	3号認定児(0歳児)については、上記のとおり確保方策をおおむね達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容】 3号認定(1・2歳) (特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、認可外保育所)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	956	939	939	939	939
実績(②) (令和7年3月末時点)	954	969	966	961	951
②－①	△ 2	30	27	22	12
実績の内容	3号認定児の保育の場として、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育が事業認可されている。また、認可外保育施設での保育も行われている。 令和6年度の1・2歳児保育の確保方策の実績は951人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	941	968	959	982	972
所管課による評価	確保方策に対する実績は、対前年度比において10人分減少したが、当初見込みである939人を満たすことができた。				
次年度以降の方向性	3号認定児(1・2歳児)については、上記のとおりおおむね確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向に注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (1)利用者支援に関する事業				
所管課	健康課、こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	2	2	2	2	2
実績(②) (令和7年3月末時点)	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0
実績の内容	【特定型】主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する特定型として、子育て支援に関する情報収集・提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行っている。令和6年度のこども家庭センター開設に伴い本事業はこども家庭センターの担当となり、相談場所もわくわく健康プラザとなった。9月～11月にかけては、本庁舎での出張相談を実施している。相談件数は令和5年度に比較して1割弱減少している。 所管部署は変わったが、これまで通り積極的な情報収集や提供、関係機関との連絡調整等を行ない、保育施設入所希望者に対する窓口等での情報提供(相談)を中心に実施した。また、子育て支援だより等の各種刊行物及びホームページにより、利用者には有益となる情報提供を行った。				
	◆情報提供(相談)件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1,153	887	911	900	818
	【母子保健型】妊娠期から子育て期(就学前)にわたるまでの切れ目ない支援に関係機関と連携しながら行う、利用者支援事業(こども家庭センター型 母子保健機能)を行っている。妊婦面接により、ハイリスク妊婦を早期に把握し、他機関連携のもと早期支援に繋げている。 また、妊婦から乳幼児までの健康、育児等の相談を随時受け、必要に応じて適切な相談支援に繋げている。 要支援家庭に対しては、適宜関係機関と情報共有・ケース会議等を行い、支援方針等について関係機関で検討を行っている。				
	◆情報提供(相談)件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3,742	3,984	3,941	4,269	4,016

所管課による評価	【特定型】子育て中の親子や妊婦等が、保育に関する施設あるいは地域の子育て支援事業の中から、必要な支援を選択して円滑に利用できるように支援を実施する特定型として、一定の機能を果たしていると考え。実施場所がわくわく健康プラザとなったことにより、他部門で支援を行っている家庭への対応を行ったり、ひろばへ遊びに来たついでに相談していけるようになったりと連携がとれるようになった。時期は限定されるが、本庁舎への出張相談を実施することで、わくわく健康プラザへ来所することが難しい方へのニーズも一定程度満たしている。ただし、相談件数が昨年度比で90.9%と一割弱減少していることから、相談場所が変更になったものであるかはもう少し時間をかけ検証が必要である。 【母子保健型】保健師等専門職による相談を適切なタイミングで受けることができるため、妊婦や保護者の不安を軽減し、孤育て予防に繋がっている。令和6年度の妊婦全数面接の実施率は79.3%と前年より4.8%減少したが、妊婦が早期の情報を得る機会となっている。
次年度以降の方向性	【特定型】令和6年度よりこども家庭センターでの実施となったが、引き続き子育て支援等に係る施設や事業の情報について、積極的な収集・提供を継続して実施し、ニーズに応じた相談・助言等を行い、より利用者と施設・事業のマッチングに努めていくとともに、関係機関との連絡調整等を進めていく。 【母子保健型】妊婦の面談が令和7年度以降、支援金給付事業の要件から外れたため、マタニティ面談のニーズ低下の懸念がある。引き続き実施率の維持・向上に努めていく。
備考	利用者支援については、令和6年度にこども家庭センターが設置されたことにより「母子保健型」から「こども家庭センター型」として事業を実施しています。点検・評価については、第3期より「こども家庭センター型」の記載となります。

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (2)時間外保育事業(延長保育事業)				
所管課	子育て支援課				
	単位:人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	1,125	1,126	1,115	1,103	1,092
実績(②) (令和7年3月末時点)	1,125	1,159	1,153	1,134	1,116
②－①	0	33	38	31	24
実績の内容	時間外保育事業(延長保育事業)は、認可保育所に加え、小規模保育及び家庭的保育といった地域型保育によって実施している。 令和6年度の確保方策の実績は1,116人分となった。				
	◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	817	900	931	1,073	938
所管課による評価	確保方策に対する実績は当初見込みである1,092人を満たすことができた。				
次年度以降の方向性	時間外保育事業(延長保育事業)については、上記の通り確保方策を達成することができた。今後とも、保育需要の動向を注視しながら提供体制の確保に努めていく。				
備考					

年度：令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (3)子育て短期支援事業(ショートステイ)				
所管課	こども家庭センター				
	単位：人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	730	730	730	730	730
実績(②) (令和7年3月末時点)	730	730	730	730	1,460
②－①	0	0	0	0	730
実績の内容	保護者が出産や病気等で、子どもの養育が一時的に困難になったときなどに、児童養護施設に子どもを預けることで、その家庭への養育支援を行う。 ニーズの高まりを受け、令和6年度より、新たに乳児院へ業務委託を行った結果、委託施設が1から2箇所となり、1歳6か月から小学生までだった受け入れ年齢も生後57日から高校生まで拡張することができた。 ◆年間利用延べ人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	337	331	595	564	1,109
所管課による評価	保護者が育児疲れや出産、病気等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもに対し、宿泊も含め、市が委託する児童養護施設等に預けられる事業体制ができている。 また、乳児院との新規契約及び既存の児童養護施設との調整により、生後57日目から高校卒業まで、本事業による切れ目のない支援を行うことが可能となった。この結果、確保方策を上回る実績があり、年間利用延べ人数も大幅に増加していることから、本事業による必要な支援が実施できていると考える。				
次年度以降の方向性	確保方策を超える年間1,460人日分の利用枠を確保ができていることから、引き続き、委託施設との連携により、円滑な運用を図り、令和6年度と同様に事業を継続していく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業等)				
所管課	健康課				
確保方策 (令和6年3月時点)	実施体制:15人(常勤・嘱託 [※] 保健師10人、委託助産師5人) 実施機関:福祉保健部健康課 委託団体等:ひがしくるめ助産師会所属助産師				
実績の内容	保健師または助産師が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに育児等に関する助言を行う。				
	◆利用実績 A 訪問対象件数 B 訪問件数(里帰り先で訪問を受けた者は件数に含まず) C 訪問率(%)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	A	717	685	663	662
	B	624	673	634	660
	C	87	98	96	99
所管課による評価	訪問率100%を達成したが実績が対象を超えているのは、途中転入や前年度対象者も実績に含まれるためであり、今後もこの実施率を維持することは難しい。 出産したすべての家庭に専門職が訪問し、育児相談や保健指導を行うことで、育児不安の軽減を図る。また、養育困難等の課題を早期に把握し、個別支援に繋げている。 長期里帰りをしている家庭については、里帰り先に訪問依頼をするとともに、電話等で状況把握・相談を受けるなどのフォローを行っている。				
次年度以降の方向性	令和5年度より、出産後の交付金に必要な面談として本事業が位置づけられていたが、令和7年度以降は産後の面談が給付要件から外れたため、訪問率の低下が懸念される。引き続き実施率の維持に努めていく。				
備考	※令和2年度より嘱託保健師は会計年度任用保健師に名称変更。				

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業					
所管課	こども家庭センター					
確保方策 (令和6年3月時点)	実施体制:こども家庭センター職員 実施機関:東久留米市こども家庭センター					
実績の内容	要保護児童対策地域協議会については、実務者会議を年4回、代表者会議を年1回開催した。家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、専門職が訪問し具体的な育児に関する助言・指導、相談・支援を実施した。また、必要に応じて養育支援ヘルパーの派遣を行った。専門職が訪問した具体的な相談内容は、①養育状況、家庭状況、生活状況の確認、②保護者の相談や体調確認(精神疾患等)、③病院の受診同行、④保育園入所、ショートステイ利用の申請のサポート、⑤事故予防の指導、⑦出産準備の助言、⑧健康課の家庭訪問に同行(新生児訪問、現認等)⑨登校支援、学習支援事業の同行である。					
	◆利用実績 A 助言、指導、相談、支援件数 B 養育支援ヘルパー派遣件数					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	443	598	586	697	846
B	90	112	126	67	123	
所管課による評価	母子保健活動等と連携しながら、育児相談等の支援を行う。訪問件数は増加傾向にある。対象となる家庭に対し養育技術の提供等を行い、育児不安の解消に効果をあげている。 令和6年度にこども家庭センターとなりこども支援係、母子支援係の相談員が増加したため助言、相談件数が増加している。 保護者の傷病に伴う理由で養育支援ヘルパー派遣が増加している。					
次年度以降の方向性	専門相談支援については、関係機関との連携を強化し研修等により担当職員の養成を継続していく。 また、育児支援ヘルパー事業については、次年度から研修を受けた支援員が家事・育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業に移行する。					
備考						

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (6)地域子育て支援拠点事業				
所管課	こども家庭センター				
	単位:か所				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	2	2	2	2	2
実績(②) (令和7年3月末時点)	2	2	2	2	2
②－①	0	0	0	0	0
実績の内容	地域子育てひろば上の原と地域子育て支援センターはこぶね館で、就学前の子どもとその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育てに関する悩みの相談を行った。 ◆施設利用者数 A 地域子育てひろば上の原 B 地域子育て支援センターはこぶね館				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A 6,155	5,288	7,606	5,770	5,624
	B 581	830	1,016	1,093	703
所管課による評価	子育て中の親子交流、親にとっての学び・情報交換、子育て相談などに気軽に利用できる地域の子育て支援拠点として、機能していると考え。前年度に比べて上の原の利用者数はほぼ同数となっており、はこぶね館は減少しているが、引き続き周知を図り、身近な相談窓口として認識してもらうようにする。				
次年度以降の方向性	本事業については、現行の事業実施により、対応できていると考える。事業については、アプリやSNS等のデジタル媒体による広報・周知に努め、既存の施設の有効活用を図る。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (7)病児保育事業(病児・病後児保育事業)					
所管課	子育て支援課					
	単位:人日					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
確保方策(①) (令和6年3月時点)	880	880	880	880	880	
実績(②) (令和7年3月末時点)	948	952	952	956	948	
②－①	68	72	72	76	68	
実績の内容	病児保育における確保方策の実績は、開所日数の実績により948人分(1日の定員4人×237日)となった。 ◆利用実績数 A 開所日数 B 「一日利用」人数 C 「半日利用」人数					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
	A	237	238	238	239	237
	B	47	114	67	139	86
	C	6	25	7	14	18
所管課による評価	病気の回復前または病気回復期であるこどもを集団保育が困難な時期に保育を行うことで、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成に寄与しており、十分な確保ができています。					
次年度以降の方向性	病児保育事業については、現時点において提供体制が確保されており、現行の事業実施により対応できている。今後はより積極的に事業周知を図ることで、本事業に対する保護者の認知度向上に努め、安定的、継続的な提供体制の確保に努めていく。					
備考						

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (8)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)					
所管課	児童青少年課					
	単位:人日					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
確保方策(①) (令和6年3月時点)	1,702	1,702	1,702	1,702	1,702	
実績(②) (令和7年3月末時点)	1,372	1,288	1,288	1,134	1,050	
②－①	△ 330	△ 414	△ 414	△ 568	△ 652	
実績の内容	実績1,050件 ※実績は確保方策の積算式に基づき算出。 積算式(サポート会員＋両方会員)×1人当たりの年間活動件数×1／3(就学児の割合の見込み値) ⇒(135人＋2人)×23件×1／3＝1,050人日 ◆活動実績(就学児分) A 活動依頼件数 B 活動件数 C ファミリー会員からのキャンセル件数 D 利用の調整がつかなかった件数					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	960	647	820	786	727
	B	632	382	607	604	578
	C	278	223	129	159	102
	D	50	42	84	23	47
所管課による評価	サポート会員及び両方会員の会員数が増加しなければ、確保方策の数値を達成することは難しいが、サポート会員は減少している状況にある。サポート会員を確保するため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がある。					
次年度以降の方向性	サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数については、ニーズを注視し、提供体制について検討していく。					
備考						

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (9)一時預かり事業 ①一時預かり事業 (幼稚園や認定こども園における在園児対象の一時預かり(預かり保育含む))				
所管課	子育て支援課				
	単位:人日				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点)	81,370	81,370	81,370	81,370	81,370
実績(②) (令和7年3月末時点)	84,199	88,400	91,245	89,230	75,824
②－①	2,829	7,030	9,875	7,860	△5,546
実績の内容	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりの実績については、令和5年度に認定こども園が1園開園して、2号児が増加した影響が令和6年度も続き、75,824人分となった。				
	◆利用実績人数 A 従来制度幼稚園(3園) B 認定こども園(2園)・新制度幼稚園(1園)				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A 44,439	50,317	69,399	33,272	39,315
	B 5,949	3,449	3,555	6,210	7,128
所管課による評価	幼稚園及び認定こども園における預かり保育または一時預かりは、幼稚園、認定こども園を希望する就労等をしている保護者のニーズに応えるものであり、原則として当該在籍園児を対象として、教育時間の前後または休業日に行われている。令和5年度に認定こども園が1園開園して、2号児が増加した影響が令和6年度も続き、確保実績は対前年比13,406人減の75,824人日であった。				
次年度以降の方向性	確保実績が減少しているが、提供体制については充足している。今後とも、本事業に係る需要の動向に注視しながら施設と連携し供給量の確保に努めていく。				
備考					

年度:令和6年度

項目		【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (9)一時預かり事業 ②一時預かり事業(①以外)				
所管課		子育て支援課 児童青少年課				
		単位:人日				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	確保方策(①) (令和6年3月時点)	28,060	28,060	28,060	28,060	28,060
	実績(②) (令和7年3月末時点)	26,730	25,410	25,515	24,735	23,085
	②-①	△ 1,330	△ 2,650	△ 2,545	△ 3,325	△4,975
ファミリー・サポート・センター (就学前児童)	確保方策(①) (令和6年3月時点)	1,863	1,863	1,863	1,863	1,863
	実績(②) (令和7年3月末時点)	2,745	2,576	2,576	2,269	2,101
	②-①	882	713	713	406	238
実績の内容		(子育て支援課) ◆利用実績人数(一時預かり事業分) A 公設民営園(2園) B 私立園(6年度8園)				
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		A 1,633	2,009	2,119	2,302	2,523
		B 4,980	5,703	5,772	5,630	6,109
		(児童青少年課) 実績 2,101件 ※実績は確保方策の積算式に基づき算出。 積算式(サポート会員+両方会員)×1人当たりの年間活動件数×2/3(未就学児の割合の見込み値) ⇒(135人+2人)×23件×2/3=2,101人日				

	◆活動実績(未就学児分) C 活動依頼件数 D 活動件数 E ファミリー会員からのキャンセル件数 F 利用の調整がなかった件数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
C	755	1,254	1,355	1,625	1,344
D	534	892	1,023	1,126	968
F	92	116	137	208	191
所管課による評価	(子育て支援課) 一時預かり事業は、保護者の傷病・入院等への対応や育児等に伴う負担軽減等のための事業である。今年度は23,085人日であり、当初見込みの28,060人日には至らなかったものの、各園の取り組みにより一定の成果はあるものとする。 (児童青少年課) 確保方策の数値は達成しているが、サポート会員は減少している状況にある。サポート会員を確保するため、事業説明や事業周知のためのイベント等を開催し、事業周知を継続していく必要がある。				
次年度以降の方向性	(子育て支援課) 在園児対象型を除く一時預かり事業について、昨年度よりも利用実績が増加したものの、確保量に比べ利用実績が大幅に下回っている状況である。引き続き需要の動向に注視しながら施設と連携し供給量の確保に努めていく。 (児童青少年課) サポート会員1人当たりの年間活動件数、サポート会員数及び両方会員数については、ニーズを注視し、提供体制について検討していく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (10)妊婦に対して健康診査を実施する事業(妊婦健診)					
所管課	健康課					
確保方策 (令和6年3月時点)	実施場所:委託医療機関 実施時期:通年実施 実施体制:個別 検査項目:国が定める基本的な妊婦健康診査項目 (体重・血圧・尿・血液検査 他)					
実績の内容	妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票14回分(1回目にはHIV検査を含む)、妊婦超音波検査受診票4回分、妊婦子宮頸がん検診受診票1回分を発行し、都内委託医療機関にて妊婦健康診査を実施。 里帰り等で都外医療機関等を受診、および多胎妊娠で助成回数を超えた分の健康診査費用の一部については別途助成を行い、妊婦健康診査の充実を図っている。					
	◆利用実績 A 妊娠届出者数 B 健診票交付件数 C 健診受診回数総計					
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	A	657	659	660	602	646
	B	10,512	10,544	10,560	11,438	12,274
C	8,828	8,853	8,982	8,918	8,590	
所管課による評価	妊娠週数に応じて適切に妊婦健診を受けることにより、妊婦の健康状態や胎児の発育を確認している。安心・安全な出産に資するために必要不可欠な事業である。 (市外転出や流早産等により妊婦健診票を使用できない妊婦が一定数存在するため、交付数と受診回数が一致することは難しい)。					
次年度以降の方向性	妊婦の健康管理を図り、胎児の成長・発達を確認する上で重要な健康診査である。適切な時期に必ず受診するよう、妊婦への働きかけを継続する。					
備考						

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (11)放課後児童健全育成事業(学童保育)				
所管課	児童青少年課				
	単位:人				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①) (令和6年3月時点、全地区 合計)	1,355	1,385	1,385	1,385	1,355
実績(②) (令和7年3月末時点、全地 区合計)	1,265	1,235	1,295	1,325	1,385
②－①	△ 90	△ 150	△ 90	△ 60	30
実績の内容	放課後児童健全育成事業(学童保育)の実績は、特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を借用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努めた。放課後児童健全育成事業(学童保育)の全地区合計の実績は1,385人である。				
	◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	996	1,064	1,204	1,260	1,380
所管課による評価	特別教室等の活用に関する規定を取り交わし、特別教室等を借用し、所舎と特別教室等の運用により確保に努めた。第十小地区、本村小地区においては、確保方策を下回る確保実績で利用者に対応することができたことから、確保実績が確保方策に届かない結果となった。一方で、第五小地区、第七小地区及び南町小地区については、確保方策を超える確保実績となったことで、全体としては確保方策を実績が上回るようになった。				
次年度以降の方向性	令和7年度以降も引き続き小学校施設(放課後に学童保育所として活用できる特別教室等)の借用等により、量の見込みに対応する提供体制の確保を目指す。 また、令和7年度中に小山小学校区の待機児童対策として、小山学童保育所の増改築工事を実施する予定である。				
備考					

【地区別内訳】

単位:人

第一小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	130	130	130	130	130
実績(②)	100	100	100	130	130
②－①	△ 30	△ 30	△ 30	0	0
第二小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	150	150	150	150	150
実績(②)	150	150	150	150	150
②－①	0	0	0	0	0
第三小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	130	130	130	130	130
実績(②)	100	130	130	130	130
②－①	△ 30	0	0	0	0
第五小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	160	160	160	160	130
実績(②)	130	130	160	160	160
②－①	△ 30	△ 30	0	0	30
第六小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	90	90	90	90	90
実績(②)	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0
第七小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	140	140	140	140	140
実績(②)	140	140	140	140	170
②－①	0	0	0	0	30
第九小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	120	120	120	120	120
実績(②)	120	120	120	120	120
②－①	0	0	0	0	0

単位:人

第十小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	110	110	110	110	110
実績(②)	110	80	80	80	80
②－①	0	△ 30	△ 30	-30	△ 30
小山小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	90	90	90	90	90
実績(②)	90	90	90	90	90
②－①	0	0	0	0	0
神宝小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	75	75	75	75	75
実績(②)	75	75	75	75	75
②－①	0	0	0	0	0
南町小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	70	100	100	100	100
実績(②)	100	70	100	100	130
②－①	30	△ 30	0	0	30
本村小地区	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策(①)	90	90	90	90	90
実績(②)	60	60	60	60	60
②－①	△ 30	△ 30	△ 30	-30	△ 30

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業				
所管課	子育て支援課				
実績	低所得者で生計が困難である世帯のこどもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該支給認定保護者が支払うべき費用等の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。 ◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	65	67	67	55	47
所管課による評価	今回の利用実績の47人は施設等利用給付認定保護者に対する補助である。低所得者世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、当該事業によって保護者の負担は一定程度軽減されているものと考えられる。				
次年度以降の方向性	低所得世帯の保護者負担軽減により、当該世帯の児童の教育・保育の利用が図られるよう、引き続き事業を実施していく。				
備考					

年度:令和6年度

項目	【子ども・子育て支援事業に関する事項】 (13)多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業				
所管課	子育て支援課				
実績	幼児教育・保育の無償化の認定を受けておらず、かつ、本事業の要件に適合する施設等を利用する満3歳児以上の幼児の保護者が支払う利用料(どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。)の一部を補助することにより、保護者の負担を軽減している。 ◆利用実績人数				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
			5	4	5
所管課による評価	幼児教育・保育の無償化の認定を受けていない世帯のうち、「東久留米市地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業」の対象施設を利用している幼児の保護者に対する補助である。 本事業を通じて、地域において重要な役割を果たしている多様な集団活動の確保に一定程度効果を発揮していると考えられる。				
次年度以降の方向性	市内の対象施設は、活動状況の変化により令和6年度で一旦終了している。今後新たに対象となる施設を決定した際には、引き続き負担軽減を検討していく。				
備考					